

改正 2021年4月1日

2025年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本女子大学（以下「本学」という。）における安全保障貿易管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに本学の学術研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10)大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14)居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15)非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16)特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1(3)サ①から③までに該当する者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の専任教職員その他本学に雇用される者（以下「教職員等」という。）及び本学の学生（科目等履修生、研究生等を含む）（以下「学生等」という。）並びに客員研究員、学術研究員、日本学術振興会特別研究員、委託研修員及びPD（以下「研究員等」という。）が本学における活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出（以下「輸出等」という。）に適用する。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される輸出等を行わない。
- (2) 輸出等にあたり、外為法等を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実に図る。

第3章 管理体制

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学に安全保障貿易管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 輸出管理最高責任者は、本学の輸出管理に関する総括的責任を有し、輸出管理の重要事項における最終決定を行う。
- 3 輸出管理最高責任者は、輸出管理状況に関して理事長に報告する。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に安全保障貿易管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）を置き、学長が選任する1名の副学長をもって充てる。

- 2 輸出管理統括責任者は、最高責任者の指示の下に、本学における輸出管理に関する業務を統括し、規程等の改廃案の作成、該非判定及び取引審査の承認、調査、輸出管理に係る教育及び啓発並びに関係法令等の周知及び指導等を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、本学に安全保障貿易管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、研究支援課長をもって充てる。

- 2 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者を補佐し、特定類型該当者の把握、事前確認の承認、該非判定及び取引審査に係る申請書類の確認、経済産業省等への輸出管理業務に係る相談並びに輸出管理に係る関係部署との連絡及び調整等を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理統括責任者の下に安全保障貿易管理委員会（以下「輸出管理委員会」という。）を置く。

- 2 輸出管理委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。
 - (1) 規程等の改廃案の作成に関する事項
 - (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - (3) 輸出管理の法令遵守に係る研修及び啓発活動に関する事項
 - (4) 輸出管理の調査に関する事項
 - (5) その他輸出管理に関する重要事項
- 3 輸出管理委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は輸出管理統括責任者とする。
 - (1) 輸出管理統括責任者
 - (2) 日本女子大学利益相反管理委員会の委員
 - (3) 輸出管理責任者
 - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 4 委員長は、輸出管理委員会の審議結果について輸出管理最高責任者に報告する。
- 5 その他、輸出管理委員会の運営に関する事項は、日本女子大学利益相反管理規程第7条に定める。

(相談窓口)

第9条 輸出管理に係る相談窓口は、学務部研究支援課とする。

- 2 相談窓口は、輸出管理に係る相談を受け付けた場合、輸出管理責任者に報告する。
- 3 輸出管理責任者は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて輸出管理統括責任者に確認のうえ、窓口を通じて助言及び情報提供を行う。

第4章 輸出管理の実施

(輸出等の承認等)

第10条 教職員等で、自ら取引を行おうとする者又は主として指導及び受入を行う学生等や研究員等が取引を行おうとする者(以下「取引予定者」という。)は、事前に輸出管理責任者若しくは輸出管理統括責任者による承認及び必要に応じて経済産業大臣の許可(以下「承認又は許可」という。)を受けなければならない。

(事前確認)

第11条 前条の承認又は許可を受けようとする取引予定者は、当該取引について、別に定める様式に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の可否について、輸出管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合には、取引予定者は、第12条の該非判定等の起票及び確認を行い、第13条の取引審査の申請を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、取引予定者は当該取引を行うことができる。

(該非判定等)

第12条 前条に定める事前確認の結果、取引審査の手続が必要と判断された取引予定者は、取引審査の申請前に、別に定める様式を用いて、該非判定、相手先及び用途の確認を行わなければならない。

2 該非判定は、次のとおり行う。

(1) 必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出について該非判定を行うときは、当該技術又は貨物の入手先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該入手先から該非判定書を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定ができる場合には、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

3 相手先及び用途の確認は、次のとおり行う。

(1) 相手先の概要、事業内容、研究内容等に関する情報により、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無及び通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無について確認する。

(2) 前項に定める該非判定の結果、非該当と確認され、かつ相手先の所在が輸出令別表第3の地域である場合には、前号の確認は不要とする。

(取引審査)

第13条 取引予定者は、取引審査の申請を行う場合、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める様式を作成し、前条に定める確認の結果を添えて、輸出管理責任者を通じて輸出管理統括責任者に提出し、承認を受けなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の申請があった場合、当該取引について取引審査を行う。この場合において、輸出管理統括責任者が必要と認めるときは、輸出管理委員会で審議することができる。

3 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査の結果、当該取引が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該取引を承認し、当該許可を要すると判断した場合は、輸出管理最高責任者に報告する。

4 取引予定者は、前項により承認が得られた取引について、仕様の変更や追加等が生じた場合、改めて第1項の手続を行う。

(許可の申請等)

第14条 輸出管理最責任者は、前条第3項の報告を受けた場合、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 取引予定者は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 取引予定者は、技術の提供を実施する場合、次の事項を確認しなければならない。

(1) 第11条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手続が完了していること及び提供する技術の内容が、これらの手続において確認されたものと同一であること。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は

要さない。

(2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合、経済産業大臣の許可が取得されていること。

(貨物の出荷管理)

第16条 取引予定者は、貨物の輸出を実施する場合、次の事項を確認しなければならない。

(1) 第11条第1項の事前確認及び第13条の取引審査手続が完了していること並びに輸出する貨物の内容が、これらの手続において確認されたものと同一であること。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

(2) 外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合、経済産業大臣の許可が取得されていること。

2 取引予定者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(関連書類の管理)

第17条 本学は、輸出管理に係る文書又は電磁的記録を、輸出等が行われた日から起算して、10年間保管する。

(監査)

第18条 輸出管理最高責任者は、本学における輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を実施する。

(調査)

第19条 輸出管理統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じて、リスト規制技術の保有状況等について調査を行う。

(教育等)

第20条 輸出管理統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、輸出等の業務に携わる教職員等、学生等及び研究員等に対し、輸出管理に係る教育を計画的に実施する。また、最新法令等その他の必要な情報を周知して啓発に努め、規程を遵守するために必要な指導を行う。

(違反等の報告)

第21条 教職員等、学生等及び研究員等は、外為法等若しくはこの規程に違反する事実がある又はそのおそれがあると知ったときは、速やかに輸出管理責任者にその旨を通報する。

2 輸出管理責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに輸出管理統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を輸出管理統括責任者に報告する。

3 輸出管理統括責任者は、前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合又は違反したおそれのあることが判明した場合は、輸出管理最高責任者にその旨を報告する。

4 輸出管理最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応を指示するとともに、経済産業省等の関係機関に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者は、関係法令により罰則を受けるとともに、学内の規定に基づき処分の対象とする。

第5章 雑則

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、研究支援課が行う。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、輸出管理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（管理体制等の変更に伴う改正）

この規程は、日本女子大学安全保障輸出管理規程の名称を変更し、2025年4月1日から施行する。